

令和6年4月8日

## 警報発令時の登校について

吉備中学校

※午前6時半に、有田川町（吉備金屋）に警報が発令されている場合、有田川町教育委員会から「管内の小中学校児童生徒のみなさんに・・・」という待機の旨の放送があります。正確にはテレビ・ラジオ・インターネットの情報をもとに、判断してください。

- 1 午前7時の時点で警報が発令されている場合  
和歌山県有田川町（吉備金屋）に警報（大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪）のいずれかが発令されている時は、必ず自宅で待機してください。  
7時に警報が発令されていれば、給食はありません。
- 2 午前7時から午前11時までの間に警報が解除された場合  
有田川町教育委員会から警報解除の放送がありますので、昼食をすませて、午後1時までに登校してください。  
なお、その日の時間割を全て準備してください。
- 3 午前11時の段階でまだ警報が解除されていない場合  
この場合は臨時休校とします。  
次の日の時間割を全て準備して登校してください。
- 4 登校途中の時間帯に警報が発令された場合  
危険を避けて、安全第一で行動してください。
- 5 登校後、生徒が学校にいる時間帯に警報が発令された場合  
状況を見て学校で判断します。
- 6 部分的に土砂崩れや洪水等で、通学路が危険な状態にあるとき  
安全第一として、無理に登校しないでください。  
なお、この場合は学校に連絡して下さい。  
( 電話 52-2059 fax 52-4955 )